

## 法令および定款に基づくインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

### 関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

#### a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

#### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

#### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

#### e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

**f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

- (a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。  
(b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

- (c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。  
(d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

**g. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、監査役への求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

**h. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

**i. 監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

**j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

**k. 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

取締役は、社内規程に基づき、監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

**l. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

**m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項**

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。



## (2) 当該体制の運用状況の概要

### a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。

取締役会は、平成29年度中に15回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役3名、社外監査役4名を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

### c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を平成29年度中に2回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、当社は、平成29年度中に常務会を42回、電力流通経営会議を9回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

### e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「CSR推進会議規程」に基づき、CSR推進会議を平成29年度中に2回開催し、CSR活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年CSRの浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を平成29年度中に2回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

### f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的に開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要となるCSR、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

**g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、12名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

**h. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

**i. 監査役への報告に関する体制**

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

**j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

**k. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

**l. その他監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役を開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

**m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項**

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

## 連結株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高(百万円)	489,320	66,726	788,674	△ 96,424		1,248,297
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△ 35,747			△ 35,747
親会社株主に帰属する当期純利益			151,880			151,880
自己株式の取得				△ 83		△ 83
自己株式の処分		△ 1		3		2
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△ 1			-
連結子会社の増資による持分の増減		△ 1				△ 1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計(百万円)	-	△ 1	116,132	△ 80		116,050
当連結会計年度末残高(百万円)	489,320	66,725	904,806	△ 96,504		1,364,347

	その他の包括利益累計額						非株主 支配 主 分	純資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 上 減 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 利 益 計 算 額		
当連結会計年度期首残高(百万円)	81,037	△ 3,894	13,433	△ 16,209	74,366		22,032	1,344,696
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△ 35,747
親会社株主に帰属する当期純利益								151,880
自己株式の取得								△ 83
自己株式の処分								2
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
連結子会社の増資による持分の増減								△ 1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	10,097	525	△ 2,417	7,168	15,373	△ 3,322		12,050
当連結会計年度変動額合計(百万円)	10,097	525	△ 2,417	7,168	15,373	△ 3,322		128,101
当連結会計年度末残高(百万円)	91,135	△ 3,369	11,016	△ 9,041	89,740		18,709	1,472,797

# 連結注記表

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 全子会社 69社  
主要な連結子会社の名称 (株)ケイ・オブティコム、(株)関電エネルギーソリューション、関電不動産開発(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネットワークサポート、関電プラント(株)、(株)ニュージエック、(株)関電パワーテック、関電ファシリティーズ(株)、関電システムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、関電サービス(株)、(株)関電L & A、Kansai Electric Power Australia Pty Ltd

当連結会計年度中の新規設立により3社を、株式の取得により2社を、出資により3社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。

また、当連結会計年度中の合併により1社を連結の範囲から除外している。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数 4社  
会社の名称 日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、San Roque Power Corporation

#### b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称 日本原子力発電(株)

持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

### (3) 会計方針に関する事項

#### a. 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (a) 有価証券

満期保有目的債券 償却原価法  
その他有価証券 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）  
時価のないもの

主として移動平均法による原価法  
(b) たな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

#### b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

#### c. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### (a) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金（改正法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める額（平成17年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第6条第1項に基づき、平成31年度までの各事業年度において分割して納付し、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、各事業年度に納付した金額を費用計上している。なお、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は41,476百万円である。

##### (b) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

##### (c) 原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第4条および第6条の規定により、料金回収に応じて償却している。

##### (d) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の当連結会計年度）から費用処理することとしている。

##### (e) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。



- (f) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用している。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記していた「固定資産売却益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他の営業外収益」に含めて表示している。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,239,797百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金	320,386百万円

- b. 連結子会社において担保に供している資産

その他の固定資産	39,263百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	269百万円
その他の投資等	165百万円
現金及び預金	2,454百万円

上記資産を担保としている債務

社債	200百万円
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	3,897百万円
支払手形及び買掛金	1,987百万円
その他の流動負債	309百万円

- c. 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の固定資産	9,096百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	26,573百万円
長期投資	14,199百万円
関係会社長期投資	55,085百万円
現金及び預金	369百万円
たな卸資産	222百万円
その他の流動資産	2,233百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

11,932,811百万円

### (3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	4,377百万円
仕掛品	7,837百万円
原材料及び貯蔵品	73,199百万円
販売用不動産	43,712百万円

### (4) 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱	174,387百万円
日本原子力発電㈱	41,652百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	20,595百万円
Bluwaters Power Pty Ltd	16,519百万円
Rojana Power Co., Ltd.	678百万円
提携住宅ローン利用顧客	3,191百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power	8,697百万円
---------------------	----------

### (5) 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 938,733,028株

### (2) 配当に関する事項

- a. 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	22,342百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

平成29年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	13,405百万円
1株当たり配当額	15円
基準日	平成29年9月30日
効力発生日	平成29年11月30日

- b. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額	17,872百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有している。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	178,833	178,885	52
b. 現金及び預金	159,685	159,685	—
c. 受取手形及び売掛金	270,648	270,648	—
負債			
d. 社債(*2)	1,239,997	1,254,447	14,450
e. 長期借入金(*2、3)	2,168,016	2,216,537	48,520
f. 短期借入金(*4)	146,226	146,226	—
g. コマーシャル・ペーパー	154,000	154,000	—
h. 支払手形及び買掛金	126,414	126,414	—
i. 未払税金	92,214	92,214	—
j. デリバティブ取引(*5)	△ 6,464	△ 6,464	—

(\*1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(\*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(\*3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(\*4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### b. 現金及び預金、並びに c. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### d. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

##### e. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「j. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

##### f. 短期借入金、g. コマーシャル・ペーパー、h. 支払手形及び買掛金、並びに i. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### j. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「e. 長期借入金」参照）

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額34,628百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額18,178百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,627円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 170円1銭

## 7. その他の注記

### (1) 大飯発電所1、2号機の廃炉決定ならびに電気事業会計規則に基づく原子力特定資産および原子力廃止関連仮勘定の承認申請書の提出について

当社は、平成29年12月22日に大飯発電所1、2号機の廃炉について決定し、同日に電気事業会計規則第28条の2第2項および第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書および原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出した。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質（原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう）によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る）を含み、資産除去債務相当資産を除く）の帳簿価額（以下「原子力特定資産簿価」という）25,460百万円を引き続き原子力発電設備または建設仮勘定に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価（運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る）の帳簿価額を含む）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く））38,198百万円および原子力廃止関連費用相当額（当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額）15,381百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、または計上している。

### (2) 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号 以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の3の32第2項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第5条第1項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第5条第3項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。

## 株主資本等変動計算書

平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 剰 余 金		
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	-	33,133	81	317,745	△ 96,307	811,005
当 事 業 年 度 変 動 額								
海外投資等損失準備金の取崩					△ 18	18		-
剰 余 金 の 配 当				3,574		△ 39,322		△ 35,747
当 期 純 利 益						103,036		103,036
自 己 株 式 の 取 得							△ 83	△ 83
自 己 株 式 の 処 分			△ 1				3	2
利益剰余金から資本剰余金への振替			1			△ 1		-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)								
当事業年度変動額合計(百万円)	-	-	-	3,574	△ 18	63,732	△ 80	67,207
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	-	36,708	62	381,478	△ 96,387	878,213

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 限 公 司 株 券 額	繰 上 損 益	延 滞 益	評 価 額 ・ 換 算 差 額	
当事業年度期首残高(百万円)	51,392	△ 3,912		47,480	858,486
当 事 業 年 度 変 動 額					
海外投資等損失準備金の取崩					-
剰 余 金 の 配 当					△ 35,747
当 期 純 利 益					103,036
自 己 株 式 の 取 得					△ 83
自 己 株 式 の 処 分					2
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	6,176	2,071		8,248	8,248
当事業年度変動額合計(百万円)	6,176	2,071		8,248	75,456
当事業年度末残高(百万円)	57,569	△ 1,840		55,728	933,942





	電力売買契約の履行に対する保証債務 PT Bhumi Jati Power				8,697百万円
(4)	<b>関係会社に対する金銭債権および金銭債務</b>				
	長期金銭債権				92,552百万円
	短期金銭債権				68,435百万円
	長期金銭債務				19,300百万円
	短期金銭債務				85,475百万円
(5)	<b>附帯事業に係る固定資産の金額</b>				
	蒸気供給事業	専用固定資産			37百万円
		他事業との共用固定資産の配賦額			30百万円
		合計額			67百万円
	ガス供給事業	専用固定資産			6,509百万円
		他事業との共用固定資産の配賦額			780百万円
		合計額			7,290百万円
(6)	<b>会社法以外の法令の規定による引当金</b>				
	濁水準備引当金				
	「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定により計上している。				
3.	<b>損益計算書に関する注記</b>				
	関係会社との取引高				
	営業取引高	費用	285,534百万円	収益	31,302百万円
	営業取引以外の取引高		1,220百万円		
4.	<b>株主資本等変動計算書に関する注記</b>				
	当事業年度の末日における自己株式の数				45,086,611株
5.	<b>税効果会計に関する注記</b>				
	繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳				
	繰延税金資産				
	繰越欠損金				110,082百万円
	退職給付引当金				92,578百万円
	減価償却超過額				73,999百万円
	資産除去債務				43,412百万円
	その他				145,088百万円
	繰延税金資産小計				465,161百万円
	評価性引当額				△ 81,123百万円
	繰延税金資産合計				384,038百万円
	繰延税金負債				
	原子力廃止関連仮勘定				△ 21,898百万円
	その他有価証券評価差額金				△ 20,639百万円
	資産除去債務相当資産				△ 309百万円
	繰延ヘッジ損益				△ 59百万円
	海外投資等損失準備金				△ 24百万円
	繰延税金負債合計				△ 42,930百万円
	繰延税金資産の純額				341,107百万円
6.	<b>関連当事者との取引に関する注記</b>				
	子会社および関連会社等				

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	日本原燃㈱	所有 直接 16.6%	ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証(注)	174,387	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 日本原燃㈱に対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	1,045円 9銭
(2)	1株当たり当期純利益	115円30銭

8. その他の注記

(1) 電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

(2) 大飯発電所1、2号機の廃炉決定ならびに電気事業会計規則に基づく原子力特定資産および原子力廃止関連仮勘定の承認申請書の提出について

当社は、平成29年12月22日に大飯発電所1、2号機の廃炉について決定し、同日に電気事業会計規則第28条の2第2項および第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力特定資産承認申請書および原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出した。

これに伴い、当該原子炉に係る原子力特定資産(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産のうち、原子炉の運転に伴い核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう)によって汚染されたもの及び運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産をいい、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工するものに限る)を含み、資産除去債務相当資産を除く)の帳簿価額(以下「原子力特定資産簿価」という)25,460百万円を引き続き原子力発電設備または建設仮勘定に計上している。

また、原子力廃止関連仮勘定簿価(運用する原子炉を廃止しようとする場合において、原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額(原子力特定資産簿価を除き、建設仮勘定に計上された固定資産(原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る)の帳簿価額を含む)及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く))38,198百万円および原子力廃止関連費用相当額(当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費(使用済燃料再処理等既発電費を除く)及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額)15,381百万円を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、または計上している。

(3) 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号 以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の3の32第2項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第5条第1項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第5条第3項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。